

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の 認証申請	347
長野県環境影響評価条例に基づく方法書の縦覧	348
県営土地改良事業の工事の完了	350
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画	350
一般競争入札	351
土地改良事業計画変更協議の審査結果	353
一般競争入札	354
一般競争入札	356

規 則

長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則をここに公布します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第4号

長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年長野県条例第59号。以下「条例」という。）第28条及び第39条の規定により、苦情等への対応等に対する不服の申出の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(不服申出書)

第2条 条例第28条第1項の規定による申出（次条において「申出」という。）は、不服申出書（別記様式）により行うものとする。

(審査しない申出)

第3条 長野県男女共同参画推進指導委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係

る申出については、条例第28条第2項の審査をしないものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項の規定による紛争の解決の援助又は同法第14条第1項の規定による調停の対象となる事項
- (3) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第4条第1項の規定による個別労働関係紛争の解決の援助又は同法第5条第1項の規定によるあっせんの対象となる事項
- (4) 条例に基づく長野県男女共同参画推進指導委員の行為に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づき処理すべき事項その他審査することが適当でないと長野県男女共同参画推進指導委員が認める事項

（勧告内容の公表）

第4条 条例第28条第5項の規定による公表は、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮して行うものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(別記様式) (第2条関係)

整理番号

不 服 申 出 書

長野県男女共同参画推進指導委員 殿

年 月 日

申出人

住 所

氏 名

電話番号

長野県男女共同参画社会づくり条例第28条第1項の規定により、次のとおり不服の申出をします。

1 知事に対する苦情等の申出の内容等	申出の内容	
	申出年月日	年 月 日
2 1に対する県の関係機関の対応等	対応等を行った機関名	
	対応等の内容	
3 不服申出の趣旨及び理由	趣 旨	
	理 由	
4 他の機関への相談等の状況	相談等の有無	(該当する□にレ印を記入してください。) □ 有 □ 無
	相談等をしている場合はその内容	
備 考		

男女共同参画課

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
します。

平成15年3月13日

長野県知事 田中 康夫

○長野県規則第5号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等の管理に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)の一部を次のように改
正する。

別表第1の1中「須多ヶ嶺団地」を「須多ヶ嶺団地 北町団地」に、「丸山団地 湯
舟団地」を「湯舟団地」に、「名古屋原団地」を「名古屋原団地 上新井団地」に、「田代団
地」を「田代団地 ねざめ団地」に改め、同表の3中

「

塩尻N1団地	塩尻市
丸山団地	上伊那郡辰野町

を

塩尻N1団地	塩尻市
--------	-----

」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住 宅 課

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月13日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のよう

に改正する。

第18条第1項中「1級上位」を「上位」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 任命権者は、昇格させようとする職務の級に係る第1項第2号の資格を有しない職員を当該職務の級に特に昇格させる必要がある場合には、第1項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議してその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

第21条第3項中「前条」を「前3条」に、「2級上位」を「2級以上上位」に改める。

第36条中「第2条第3項及び第4項」を「第2条第4項、第6項及び第7項」に改める。

第42条の3第1項中「第2条第3項ただし書若しくは第4項」を「第2条第6項若しくは第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月13日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第3号

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(5)を同4の(6)とし、同4の(2)から(4)までを1ずつ繰り下げ、同4の(1)のE中「及び第3項ただし書」を「の規定による昇格及び同条第3項」に、「昇格基準」を「昇格」に改め、同(1)を同4の(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）附則第4項の規定による調整手当等の支給の特例の協議に応じること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月13日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

○長野県人事委員会規則第4号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「|南信濃村交番|」を「|南信濃村遠山警察官駐在所|」に改める。

附 則

この規則は、平成15年3月23日から施行する。

人事委員会事務局